

4号館冷暖房設備運転監視業務委託仕様書

1 適用

委託業務の実施は本仕様書及び建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修令和5年版）に基づいて行う。

なお、記載のない事項で業務の性質上実施が必要な場合は、その都度委託者と受託者で協議する。

2 運転監視業務の対象範囲

庁舎に設置されている冷暖房及び換気設備

3 委託場所

(1) 所在地 宮崎市橘通東1丁目9番10号
県庁4号館

4 業務内容

<運転監視の期間及び運転時間>

(1) 運転期間

ア 冷房試運転 令和6年 5月30日 ～ 令和6年 5月31日
イ 冷房運転 令和6年 6月 3日 ～ 令和6年10月11日
ウ 暖房試運転 令和6年11月21日 ～ 令和6年11月22日
エ 暖房運転 令和6年11月25日 ～ 令和7年 3月 7日

・「宮崎県の休日を守る条例（平成元年宮崎県条例第22号）」第2条に規定する県の休日を除くものとする。

(2) 運転時間

ア 平日 冷房運転 8時30分～17時15分
(令和6年6月3日～令和6年 6月30日)
7時30分～18時15分
(令和6年7月1日～令和6年10月11日)
暖房運転 8時30分～17時15分

イ 上記時間以外の冷暖房運転の必要が生じた場合は、委託者と受託者で協議する。

<シーズンインの点検>

- (1) 空調機及びファンコイルのフィルター清掃（洗浄）
- (2) 冷暖房設備及び送風機の点検整備及び回転部注油

- (3) 各階の還気口及び吹出口（執務室、給湯室、トイレ等）の清掃及びダンパー点検
- (4) 冷温水管及び冷却水管のエア抜き及びストレーナー清掃点検
- (5) 冷却塔及び膨張タンクの清掃及び水入替え
- (6) 冷暖房機器の操作盤及び電動機の絶縁抵抗測定

< 運転保守管理業務 >

- (1) 日常の巡視点検
- (2) 運転監視
- (3) 温度測定（室内、外気）
- (4) 運転日誌の作成及び提出
- (5) 運転監視上の事故発生に対応する応急処置及び軽微な修理
- (6) 冷却塔の清掃、水入替え、薬剤投与（月1回、冷房シーズン）
※投与回数変更の場合は別途協議
- (7) 冷却塔への補給水の検針記録（月1回、冷房シーズン）
- (8) 空調設備の運用上必要な調整清掃

< シーズンオフの点検 >

- (1) 冷暖房設備及び送風機の点検整備及び回転部注油
- (2) 来期に備え、部品交換及び分解点検の必要な箇所について報告する。

< 配置技術者の資格 >

- (1) 冷凍機運転 不要
- (2) ボイラー運転 不要
- (3) 危険物取扱 不要

< 共通事項 >

- (1) 点検に当たっては、事前に実施予定日を連絡すること。
- (2) 保全業務に要する下記の材料等は、無償で取り替えること。
 - ア ボルト、ナット、ヒューズ類
 - イ グリース及び潤滑油類
 - ウ ファンベルト及びパッキン類
- (3) 点検の結果、(2)以外の部品等の取り替えを要する場合は、直ちに報告すること。